

平成 20 年 2 月 27 日

各 位

東京都千代田区永田町二丁目 11 番 1 号
パシフィックマネジメント株式会社
代表取締役社長 高塚 優
(コード番号: 8902 東証第一部)
問い合わせ先 経営企画本部担当執行役員常務
田 中 賢 一
TEL 03 (5251) 8525

ストックオプション(新株予約権)の割当に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすること等につき決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

I. 新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社取締役及び使用人並びに当社子会社取締役及び使用人の当社の業績向上や企業価値の増大に対する意欲、並びに株主重視の経営意識を高めることを目的とします。

II. 新株予約権の発行要項

1. 募集新株予約権の名称

パシフィックマネジメント株式会社第 4 回新株予約権

パシフィックマネジメント株式会社第 5 回新株予約権

なお、第 4 回新株予約権につきましては、本日開催の当社株主総会の委任を受け、会社法第 238 条第 1 項及び第 236 条第 1 項に基づいて決議しております。

2. 募集新株予約権の目的となる株式の種類及び数

パシフィックマネジメント株式会社第 4 回新株予約権 当社普通株式 800 株

パシフィックマネジメント株式会社第 5 回新株予約権 当社普通株式 2,992 株

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、募集新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない募集新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

当該調整後株式数を適用する日については、下記 6. (2) ①の規定を準用する。

また、付与株式数(下記 3. に定義される。)の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。

3. 募集新株予約権の総数

パシフィックマネジメント株式会社第4回新株予約権 800 個

パシフィックマネジメント株式会社第5回新株予約権 2,992 個

なお、募集新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1株とする。ただし、前項2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

4. 募集新株予約権と引換えに払込む金額

募集新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。

なお、職務遂行の対価として割当ててのものであり、対象者に特に有利な条件となるものではない。

5. 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、募集新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、募集新株予約権割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数についてはこれを切り上げる。但し、当該金額が募集新株予約権割当日の終値（当日に終値が無い場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、募集新株予約権割当日の終値とする。

6. 行使価額の調整

(1) 当社普通株式につき、次の①又は②の事由が生じる場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

① 下記13. に定める割当日（以下、「割当日」という。）以降、株式分割又は株式併合を行う場合。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

② 割当日後、時価を下回る価格で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数による増加株式数}}$$

i 行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下、「適用日」という。）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

ii 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が当該日において自己株式として保有している当社普通株式の総数を控除した数とする。

iii 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

①上記(1)①に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金の額を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに募集新株予約権を行使した（かかる募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という。）新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

②上記(1)②に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。

(3) 行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。

7. 募集新株予約権を行使することができる期間

平成22年2月28日から平成24年2月27日までとする。

8. 募集新株予約権の行使の条件

(1) 募集新株予約権の割当日から権利行使時までの間、継続して当社及び当社の子会社の取締役及び使用人のいずれかの地位にあることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他当社取締役会が認めた場合はこの限りでない。

(2) 募集新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。

(3) その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるところによる。

9. 譲渡による募集新株予約権の取得の制限

譲渡による募集新株予約権の取得についてはこれを認めない。

10. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会計計算規則第 40 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切上げる。
 - (2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記(1)の資本金等増加限度額から前記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
11. 募集新株予約権の取得条項
 - (1) 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書について株主総会の承認がなされたとき、又は株式移転につき株主総会の承認がなされたときは、当社は募集新株予約権を無償にて取得することができる。
 - (2) 当社は、新株予約権者が上記 8. に定める募集新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合又は募集新株予約権を放棄した場合には、無償にて募集新株予約権を取得することができる。
12. 募集新株予約権の行使により発生する端数の切捨て
新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端株がある場合には、これを切捨てるものとする。
13. 募集新株予約権を割り当てる日
平成 20 年 3 月 13 日
14. 新株予約権の割当の対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数
パシフィックマネジメント株式会社第 4 回新株予約権
当社の取締役 6 名に 800 個を割り当てる。
パシフィックマネジメント株式会社第 5 回新株予約権
当社使用人 95 名に 2,208 個、当社子会社の取締役 6 名に 606 個、当社子会社の使用人 10 名に 178 個を割り当てる。

以 上